

令和7年度

第9回 立木資格付一般競争入札 のご案内

【入札者注意書並びに物件内訳書】

立木資格付一般競争入札を下記のとおり行いますので、別添の入札者注意書を参照のうえ、入札にご参加ください。

入札年月日	令和8年1月15日（木曜日）
入札場所	津軽森林管理署 会議室
締切・開札時間	10時30分 締切り、即時開札
入札方法	資格付一般競争入札
売扱物件数	1件
入札公告	ホームページに掲載 https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/syo/tugaru/koubai/ryuuboku_koubai.html
住所	〒036-8101 青森県弘前市大字豊田2丁目2-4 東北森林管理局 津軽森林管理署
	TEL 0172-27-2800 IP 050-3160-5870

立木公売の公告 (第9回)

【資格付き一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時

令和8年1月15日（木曜日）10時10分受付開始
10時30分締切 即時開札

2. 入札及び開札の場所

津軽森林管理署 会議室

3. 現地案内

現地案内を希望される方は、現地案内表をご確認のうえ、物件の案内者までご連絡いただき、現地案内の日程等のご相談をお願いいたします。
なお、当日の天候や積雪、現地の路面状況等により現地案内が出来ない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

4. 公売物件

- (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間等については、別紙公売物件一覧表（立木）及び公売物件明細書（立木）のとおりです。
- (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
- (3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

5. 郵便入札

(1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には資格付一般競争参加資格決定通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便により入札前日の17時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。

(2) 送付先は次のとおり

郵便番号 036-8101

住 所 青森県弘前市大字豊田二丁目2-4

宛 名 津軽森林管理署長 入札書在中（朱書きで記載）

(3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

6. 契約の締結期限

入札執行の翌日から7日以内（休日等を除く）とします。

7. 代金の納入期限

- (1) 契約締結の日から起算して、20日以内とします。
- (2) 分収林契約者への分収代金の納入に当たっては、津軽森林管理署の指示した代金を、国及び分収林契約者の振込金融機関の口座に納入り、納入後は、速やかに津軽森林管理署業務グループ経営担当へ連絡してください。

また、金融機関の振込手数料（分収育林物件については契約者数分の振込手数料がかかります。）を買い受け者で別途負担するものとします。

なお、分収育林契約者が行方不明等により供託を必要とする場合や、分収金の受領を拒絶した場合は国の指定する供託所に供託してください。

8. 代金の延納

- (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
- (2) 売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額についてのみ認めます（物件が国有林で、1件当たりの売払代金が150万円以上の場合に延納を認めます。延納期限は当該物件の売仓名量が1千m³以下の場合は6ヶ月以内、1千m³以上の場合は10ヶ月以内とします。）。
- 分収林契約者の分収金に相当する金額については現納とします。ただし、分収造林物件については、分収権者が承諾した場合に限り、延納を認めるものとします。
- (3) 延納利息は、法令の定めにより年利1.70%とします。
- (4) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは別添特記事項（共通）のとおりです。
- (2) 個別物件に該当するものは別添公売物件明細書（立木）のとおりです。
- (3) 本入札の物件には、分収造林契約の候補地が含まれます。落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件（分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等）を満たせば、分収造林契約

を締結することができます。詳細については、津軽森林管理署管理担当にお問い合わせ下さい。

なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

- (4) 林業における労働災害防止の観点から、立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提供された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。

なお、提供した情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。

- (5) 森林作業道及び集材路・土場の作設においては、別添の森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書（立木販売）に基づき作設願います。

10. 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%）とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件 10.00%

11. 入札条件等

この入札に参加する者は、別紙立木販売売買契約書（案）及び別添国有林野事業林産物売買契約約款並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

不明な点がありましたら、以下の問い合わせ先まで連絡願います。

問い合わせ先

〒 036-8101 青森県弘前市大字豊田二丁目 2-4

津軽森林管理署業務グループ経営担当

TEL:050-3160-5870

令和7年12月18日

分任契約担当官

津軽森林管理署長 山田 亨

入札条件

1 競争入札の資格

森林管理局長から、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2 資格認定

- (1) 入札参加者は、競争参加資格確認通知書あるいは、最寄りの森林管理署長等発行の入札参加資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けて下さい。
- (2) 入札者が、代理人によるときは委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料(運転免許証など)を提示しなければなりません。また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

3 暴力団排除に関する誓約事項

- (1) 入札参加者は、別紙1暴力団排除に関する誓約事項について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- (2) 前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

4 売払物件の熟覧等

別紙の売り払い物件明細書のとおりであり、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野事業林産物売買契約約款を遵守して入札してください。

さい。

なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物は熟覧できませんので、物件内訳書によって入札してください。

5 入札の方法

- (1) 入札は売払番号毎に総額入札で行います。
- (2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署等名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れてください。
- (3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らの入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

6 落札の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。
- (2) 開札結果、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。
また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

7 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長等が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

8 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消、又は入札参加資格決定通知書を交付しないことがあります。

9 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）、又は記名（本人が自筆署名せず他人が書いたものや、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印いずれも無いもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代

理人の自筆署名又は記名押印のいずれか無いもの。

- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (9) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付が無いか、又は納付金額に不足があるとき。ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。
- (10) 同一事項の入札について、同一人が 2 通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (11) その他入札条件に違反した入札書。（入札公告等に記載された条件。）

10 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

11 契約書案

別紙立木販売買契約書（案）のとおり。

12 入札書用紙

入札書の用紙は、必要に応じて最寄りの森林管理署又は当日入札場の受付から受け取ってください。

13 入札額は、当該物件の消費税を除いた金額を記載してください。

14 入札に際し、消費税を加算して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気付き開札以前に訂正、又は取消の申し出があっても、当該入札書は前項によって入札したものとみなし、訂正・取消等は認めません。

15 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税10%を加算した金額となります。

この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

16 入札にあたり、入札保証金を必要とする場合は、入札予定金額（消費税を除く金額）に該当金額の消費税額10%を加算した金額の5%以上の保証金、又は当該保証金以上の担保の提供を要します。

17 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された契約額が対象となります。

18 森林病虫獣害被害対策等については、国及び地方自治体の指示に従ってください。

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

売 買 契 約 書 (案)

売買物件の所在場所	○○県○○市○○町 字○○国有林○○○林小班			面積(ha) ○○.○○		
売買物件の種類及び数量	区分	樹種	本数(本)	材積(m ³)		
	立木	スギ外	○○	○○.○○		
内訳 別紙「物件明細書」の通り						
売買代金	売買代金		円			
	うち消費税抜代金		円			
契約保証金	免除					
売買代金の分収額	官収分	分 収 額	円			
		うち消費税抜代金	円			
官行造林立木竹	民収分	分 収 額	円			
		うち消費税抜代金	円			
分収造林立木竹	分収権者					
分収育林立木竹						

売買代金納付の方法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	契約締結の日から20日以内
	延納金額		円	延納期間	～ 日間
	延納利息		円		
	延納担保金額		円 以上	担保の種類	
分割延納分	延納利率	年 %	同提供期限	契約締結の日から20日以内	
	延納金額		円	延納期間	～ 日間
	延納利息		円		
	延納担保金額		円 以上	担保の種類	
売買物件の引渡方法	延納利率	年 %	同提供期限		
	区域	売買物件の引渡期間(期限)	代金納付の日又は延納担保提供の日から起算して 15日以内 (概算の場合の最終期限)		
売買物件の搬出期間(期限)	引渡しの日から起算して ○○ヶ月 (期限)				
売買(使用)目的の指定			施設設置等の指定		
特約事項	別紙の通り				

*概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

*本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採にあたって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官

津軽森林管理署長 山田 亨

買 受 人

(注)契約書は、本契約書(案)に落札物件の「公売物件明細書(立木)」及び「主要樹種径級別本数及び材積」、各図面、特約条項(共通)、特記仕様書を添付したものとなります。

(別添)

国有林野事業林産物売買契約約款

第1章 共通

(信義誠実の義務)

第1条 売渡人（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は、信義に従い誠実に契約を履行しなければならない。

(共同買受人の連帯責任)

第2条 乙が2人以上の共同買受人である場合は、乙は、連帯して売買契約書（以下「契約書」という。）及びこの約款に定める義務を負わなければならない。

(契約保証金)

第3条 乙は、契約書に定める契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付に代えて国債その他の甲の指定する担保を提供した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、乙が次条又は第38条に定める義務を履行するときに、現金をもつて納付されたものについては売買代金の一部に充当されるものとし、担保をもつて提供されたものについては乙に返還される。

3 概算売買契約の場合においては、現金で納付された契約保証金は前項の規定にかかわらず、精算の際に概算売買代金に充当されるものとし、残額は乙に返還される。

(現金代金の納付)

第4条 乙は、売買代金のうち契約書に定める現金納付分（官行造林及び分収造林及び分収育林の立木竹の売買にあつては、官収分に係る現金納付分。以下「現納代金」という。）を甲の発行する納入告知書により納付期限までに、甲に納付しなければならない。

2 乙は、納付期限までに甲に現納代金の全部又は一部を納付できないときは、その未納分（現納代金の額が売買代金の額から契約保証金の額を差し引いたものである場合は、当該契約保証金相当額を含む。）に対し納付期限の翌日から納付の日までの日数につき年14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として、甲に納付しなければならない。

(充当の順序)

第5条 甲は、乙が前条の規定により現納代金及び延滞金を納付した場合において、納付のあつた金額が納付すべき現納代金の額及び延滞金の額の合計額に満たないときは、延滞金及び現納代金の順序で充当する。

2 甲は、乙が第41条第1項及び第3項の規定により延納代金、延納利息及び延滞金を納付した場合において、納付のあつた金額が納付すべき延納代金の額、延納利息の額及び延滞金の額の合計額に満たないときは、延滞金、延納利息及び延納代金の順序で充当する。

(代理人の届出等)

第6条 乙は、新たに代理人を選任したときは、遅滞なくその旨及び代理権の内容を甲に届け出なければならない。代理人の変更若しくは消滅があつたときも、また同様とする。

2 前項の届出がないときは、その選任、変更又は消滅をもつて甲に対抗することができない。

(物件の引渡し)

第7条 甲は、特別の事由がある場合を除き、現納代金（官行造林及び分収造林及び分収育林の立木竹の売買にあつては、民収分に係る現金納付分を含む。第3項において同じ。）の納付があつた日又は代金延納の担保（第38条第3項の規定による違約金がある場合は、

当該違約金を含む。第3項において同じ。)の提供があつた日から15日以内(概算売買にあつては、契約書に定める引渡期間内)に、売買物件(以下「物件」という。)を、乙の立会いの上、物件の所在場所において引き渡すものとする。

- 2 前項の場合において、乙が立ち会わず、又は、立ち会うことができないときは、甲が物件引渡しの通知をしたことによって、物件の引渡しをしたものとする。
- 3 契約書において立会いによる引渡しをしないことを定めた場合は、前2項の規定にかかわらず、現納代金の全部の納付のあつた時又は代金延納の担保の提供のあつた時に、物件の引渡しがあつたものとみなす。

(引渡領収書の提出)

第8条 乙は、物件の引渡しを受けたときは、甲に領収書を提出しなければならない。

(根株の所属等)

第9条 物件が立木竹である場合は、特約がない限り、物件には根株を含まないものとする。

- 2 乙は、立木竹の根株に極印のあるときは、その極印の上部がら伐採するものとし、極印を滅失又は棄損してはならない。

(物件の搬出義務)

第10条 乙は、物件を搬出期間内に国有林野(官行造林地の立木竹の売買にあつては、官行造林地。以下同じ。)外に搬出しなければならない。ただし、契約書で特別の定めをした場合は、この限りでない。

(搬出期間の延長)

第11条 乙は、やむを得ない事由により搬出期間内に物件を搬出できないときは、その満了前に甲に対し事由を付して搬出期間の延長を申請することができる。ただし、災害その他特別の事由により搬出期間の満了前に延期の申請をすることができない場合は、搬出期間の経過後においても申請することができる。

- 2 前項の搬出期間の延長は、延期が数回にわたる場合であつても、1か年(契約書で定める搬出期間が1か年に満たないものにあつては、その期間)を超えることができない。

(搬出延期料)

第12条 甲は、前条の規定により搬出期間の延長を承認する場合には、その承認前に当該延長期間に対し1日につき売買代金(分割引渡しの場合にあつては、当該分割引渡しの物件の売買代金に相当する額)の1000分の1に相当する金額を乙から徴収する。

(搬出期間延長の特例)

第13条 甲は、国有林野の管理経営上特別の必要がある場合は、前2条の規定にかかわらず、搬出期間を延長することができる。

(搬出期間の特殊計算)

第14条 天災その他不可効力により物件を搬出することができない期間は、乙が遅滞なくその事由を申し出て甲の承認を受けたときに限り、搬出期間に算入しない。

(搬出済の届出)

第15条 乙は、物件の搬出を終えたときは、遅滞なくその旨を甲に届け出なければならない。

(搬出未済物件の処置)

第16条 次の各号の一に該当するときは、搬出未済の物件は甲に帰属する。この場合において損害があるときは、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

- (1) 前条の届出があつたとき。
- (2) 搬出期間が満了したとき。

(跡地検査の立会)

第17条 乙は、甲から跡地検査の立会いを求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(危険負担)

第18条 売買契約（概算売買契約を除く。）の締結の時から物件の引渡しのときまでの間に当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が滅失又は損傷した場合であっても、代替物の引渡しにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件の代替物を乙に引き渡すことができるものとする。この場合、当該引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えて、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合責任)

第19条 乙は、物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであつても、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が個人（事業又は事業のために契約の当事者になる場合を除く。）の場合においては、その担保の責任について甲乙協議の上決定する。

(物件の目的外処分の制限)

第20条 乙は、売買目的の指定がある物件を、その目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反した場合は、当該物件の売買代金の100分の50に相当する金額を違約金として、乙に請求することができる。

3 乙が第1項の規定に違反して契約が解除された場合の第27条に規定する違約金は、売買代金から前項の規定による違約金算定の基礎となつた金額を控除した金額について決定する。

(使用状況の報告)

第21条 売買目的の指定がある物件について、甲が使用状況の報告を求めたときは、乙は、これを拒んではならない。

(搬出未済物件の譲渡)

第22条 乙は、物件の引渡しを受けた後において、搬出未済の物件を第三者に譲渡しようとするときは、当該物件について乙が甲に対して有する権利義務は、譲受人が承継する旨を記載した書面を譲受人と連署して甲に届け出なければならない。この場合において、乙は、譲受人と連帯して契約書及びこの約款に定める義務を負うものとする。

2 前項に届出がないときは、その譲渡をもつて、甲に対抗することができない。

(契約の解除)

第23条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、売買契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、第4条又は第38条に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、第20条第1項の規定に違反したとき。

(3) 乙が、国土保全、森林更新その他国有林野事業の必要に基づき特に契約で定めた事

項に違反したとき。

- (4) 乙が前各号に定めるほか契約の履行に関し不正な行為をしたとき。
- (5) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（受注者が個人である場合にはその者、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時林産物の売買契約を締結する事務所の代表者、乙が団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) 乙が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

イ 暴力的な要求行為
ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
ニ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
ホ その他前各号に準ずる行為

2 乙は、引渡前（立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時まで）に転売先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該転売先等との契約を解除し、又は転売先等に対し当該解除対象者（転売先等）との契約を解除させるようにしなければならない。

3 甲は、乙が転売先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは転売先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該転売先等との契約を解除せず、若しくは転売先等に対し当該解除対象者（転売先等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

4 第1項又は第3項の規定により契約を解除した場合においても、その解除の効果は、解除の際に搬出を終わった物件並びに搬出未済の伐倒木及びその加工品に対しては及ばないものとする。

（表明確約）

第24条 乙は、前条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前条（6）に該当する行為を行った者を売買物件の全部又はその一部の販売又は譲渡の相手及び買受けに伴う作業の請負人又は当該作業を受託した者（買受けに伴う作業の請負又は委託が数次にわたるときは、全ての請負先又は委託先を含む。）としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第25条 乙は、自ら又は転売先等が、暴力団、暴力団員、社会運動、政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は転売先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(契約解除による売買代金の返還等)

第26条 第23条の規定により契約を解除した場合には、搬出未済の物件（伐倒木及びその加工品を除く。）であつて当該契約の解除された部分に係るものは、甲に帰属するものとし、甲は、これに相当する代金を乙に返還するものとする。

2 前項の規定により甲から乙に代金を返還する場合は、甲はその代金の算定に必要な調査を行うものとし、乙はその調査に要する費用の全てを支払うものとする。

3 代金延納の特約がある場合においては、第23条第1項の規定により契約を解除したときは、乙は、当該延納代金の額から第1項の規定により返還される代金を控除して得た額を、甲の指定する期限までに一時に甲に納付しなければならない。

4 甲は、乙が前項の納付金額を納付したときは、代金延納の担保を返還するものとする。

5 第1項の規定により甲から乙に返還される金額に対しては、利息を付さない。第30条第1項の規定により甲から乙に返還されるべき金額についても同様とする。

(契約解除による違約金)

第27条 第23条第1項又は第3項の規定により契約が解除された場合は、乙が甲に納付した契約保証金は甲に帰属し、契約保証金が免除されているときは売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。
(損害賠償の請求)

第28条 甲は、前条の規定により契約解除による損害の全部を償うことができないときはその不足額を乙に賠償金として請求することができる。

2 甲は、第23条第1項各号の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(特殊な事由により契約の変更又は解除)

第29条 甲又は乙は、法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するためその他やむを得ない事由により、契約を履行することができない場合は、その履行不能の部分につき契約の変更又は解除をすることができる。

2 前項の場合には、甲又は乙は、それぞれ相手方に対しその損害の賠償を請求することができない。

(特殊な事由による契約の変更又は解除の場合の売買代金の返還等)

第30条 前条の規定により契約を変更し、又は解除したときは、甲は、乙に対し、契約の変更又は解除により甲に帰属した物件に相当する代金を返還するものとする。

2 代金延納の特約がある場合で前条第1項の規定により契約を変更し、又は解除したときは、乙は、当該延納代金の額から前項の規定により返還されるべき代金に相当する額を控除して得た額を、延納期間満了の日までに甲に納付するものとする。

3 前条第1項の規定により契約を変更し、又は解除したときは、甲は、乙に対して前項の規定により延納代金から控除される額に相当する延納担保を返還するものとする。

(作業の中止命令)

第31条 法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するためその他やむを得ない事由により、契約を履行することができないときは、甲は、物件の伐採、加工、搬出その他の作業の中止を命ずることができる。乙に法令又は契約に違反する行

為があると甲が認める場合も同様とする。

2 前項後段の場合には、乙は、その損害の賠償を甲に請求することができないものとする。

(施設の設置)

第32条 乙は、物件の伐採、加工又は搬出等のため国有林野内に施設を設置する必要があるときは、甲に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、契約書に指定のあるものについては、この限りでない。

2 乙が設置した国有林野内の施設は、その使用を終わり又は契約の解除があつたときは、乙は、甲の指定する期間内に収去し、土地を原状に回復させなければならない。ただし、特別の定めをしたとき、又は甲の承認を受けたときは、この限りでない。

3 乙は、前項の規定に違反してその義務を怠つたため生じた損害は、甲の定めるところにより賠償しなければならない。

4 第2項の指定期間内に収去の終わらない施設は、甲に帰属するものとする。

(林野保全等の措置)

第33条 乙は、物件の伐採、搬出その他の作業の実行に当たつては、特に林地保全、河川汚濁防止等に努めなければならない。

2 甲は、林地保全、河川汚濁の防止等に必要があると認めるときは、乙に対し、乙の負担において必要な措置をとることを求めることができる。

(物件外樹木の損傷等の届出)

第34条 乙は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、甲に届け出なければならない。

(1) 物件以外の樹木を損傷したとき。

(2) 物件の根株に打刻してある極印を損じたとき。

(3) 物件の伐採、搬出その他の作業の実行に伴つて、国の施設又は第三者に損害を与えたとき。

(物件外立木の無断伐採の賠償金)

第34条の2 乙、買受に伴う作業の請負人（当該作業が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。）又は当該作業を受託した者が甲の承諾を得ないで物件以外の立木を伐採したときは、乙は、当該立木の価額のほか、当該立木の価額の2倍に相当する金額を賠償金として、甲に納付しなければならない。

2 前項の当該立木の価額は、甲が定める基準により算定するものとする。

(延滞金)

第35条 乙は、乙から甲に支払うべき債務について納付期限までに納付しないときは、当該未納金に対し、この約款に別段の定めのある場合のほか、納付期限の翌日から納付の日までの日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で算定した金額を延滞金として甲に納付しなければならない。

(紛争の解決)

第36条 この約款に基づく契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙の協議により選任した者のあつせん又は調停によりその解決を図るものとする。

(労働安全衛生)

第36条の2 乙は、物件の伐採、搬出その他の作業の実行に当たつては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

(その他)

第37条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

第2章 売買代金の延納

(延納担保の提供)

第38条 乙は、代金延納の特約をしたときは、契約書に定める延納分（以下「延納代金」という。）の額に延納利息の額及び担保権の行使に必要な費用の額を加えた額以上の価値を有する担保を、次により甲の指定する期限までに甲に提供しなければならない。

- (1) 担保が甲が延納担保の保護預り契約を締結している金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が支払保証した支払保証手形であるときは、当該金融機関の交付する延納担保の保護預り証に担保物件差入書を添えて甲に提供する。
 - (2) 担保が取扱金融機関以外の金融機関（以下「保証金融機関」という。）が支払保証した支払保証手形であるときは、当該金融機関の保護預り証及び甲の定める様式により当該金融機関が作成する請書に、担保物件差入書を添えて甲に提供する。
 - (3) 担保が国債、地方債又は金融債であるときは、乙が当該担保を供託所に供託して交付を受けた供託書の正本に担保物件差入書を添えて甲に提供する。
 - (4) 担保が定期預金であるときは、定期預金証書に委任状、担保物件差入書及び当該金融機関の発行した質権設定承諾書を添えて甲に提供する。
- 2 担保提供の日は、担保に担保物件差入書を添えて甲に提出した日とする。ただし、担保が支払保証手形であるときは、取扱金融機関又は保証金融機関において保護預りした日とする。
- 3 乙は、甲の指定する期限までに担保を提供しないときは、延納代金に対し担保提供期限の翌日から担保提供の日又は保証開始の日までの日数につき年14.60パーセントの割合で計算した違約金を甲に納付しなければならない。

(追加担保の提供)

第39条 甲は、前条の規定により提供された担保の価値が減少し、担保の価値が不足すると認めるときは、期日を指定してその不足分に相当する担保を乙に提供させることができる。

- 2 前項の指定期日までに不足分に相当する担保が提供されない場合は、当該期日をもつて代金延納の特約は失効するものとし、乙は、甲の定める期限までに延納代金及び失効の日までの延納利息を甲に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により代金延納の特約が失効した場合には、延納代金及び失効の日までの延納利息に対し、失効の日の翌日から延納代金納付の日までの日数につき年14.60パーセントの割合で計算した金額を延滞金として甲に納付しなければならない。

(延納期間)

第40条 延納期間は、契約書に定める期間とし、担保提供の日の翌日から起算する。ただし、担保の提供を免除する旨の特約がある場合には、物件の引渡しの日から起算する。

- 2 乙が延納担保を甲の指定する期限を経過して提供した場合は、その経過した日数分を延納期間から控除するものとする。

(延納代金等の納付)

第41条 乙は、延納代金（官行造林及び分収造林及び分収育林の立木竹の売買にあつては、官収分に係る延納代金に限る。）及び延納利息（官行造林及び分収造林及び分収育林の立木竹の売買にあつては、官収分の延納代金に対応するものに限る。）（以下「延納代金等」という。）を延納期間満了の日までに、甲の発行する納入告知書により納付しなければならない。

- 2 延納担保が支払保証手形である場合は、乙が別段の意志表示をしない限り、甲は、納入告知書を取扱金融機関又は保証金融機関に回付し、当該金融機関に代行納付させるも

のとする。

3 乙は、延納代金等を延納期間満了の日までに納付しないときは、未納の延納代金に対し延納期間満了の日の翌日から納付の日までの日数につき年14.60パーセントの割合で計算した金額を延滞金として、甲に納付しなければならない。

(延納代金等の期限前納付)

第42条 甲は、乙が延納代金等を延納期間満了の日前に納付しても、納付した延納利息は、乙に返還しないものとする。

(延納契約の変更等)

第43条 乙は、売買代金納付についての延納の特約を現金納付の契約に変更しようとするときは延納担保提供期限前に、契約書に定める延納期限を短縮しようとするときは延納期間満了の日から起算して15日前までに、書面により甲に申請するものとする。

(延納担保の返還)

第44条 甲は、乙が第41条第1項及び第3項並びに第52条に定める義務を履行したときに、延納担保を乙に返還する。

第3章 素材の概算売買

(所有権の移転)

第45条 概算売買契約に係る物件の所有権は、引き渡したときに移転するものとする。

(売買代金の額の確定)

第46条 概算売買契約に係る売買代金の額は、契約書に定める売買単価に引き渡す数量を乗じて確定する。

(引渡物件が相違する場合)

第47条 乙は、引渡物件が売買予定物件（以下「予定物件」という。）と相違することがあつても、著しく契約の目的に反しない限り、異議を申し立てないものとする。

(予定外物件の単価の決定)

第48条 契約書に定めのない物件の売買単価は、甲が決定する。

(概算売買代金の精算)

第49条 乙は、概算売買代金に不足を生じる場合は、甲の指定するところにより、物件の引渡前にその不足額を納付しなければならない。ただし、契約保証金をもつて充当する場合は、この限りでない。

2 甲は、精算の結果概算売買代金に余剰が生じた場合は、その余剰額を乙に返還する。この場合において、余剰額に利息は付さない。

(引渡期間の延長)

第50条 甲は、契約書に定める引渡期間内に予定物件の引渡しを完了できない場合は、乙と協議して引渡し期間を延長することができる。

第4章 官行造林及び分収造林及び分収育林の立木竹の売買

(官収分及び民収分の定義)

第51条 官行造林、分収造林及び分収育林の立木竹の売買の場合において、官収分とは、甲の収納する売買代金の分収額を、民収分とは、甲と官行造林又は分収造林及び分収育林の設定契約を締結した相手方（分収権者。以下「丙」という。）の収納する売買代金の分収額をいう。

(民収分の納付)

第52条 乙は、次の各号に掲げるものについては、甲の指示するところにより丙に納付するものとする。

- (1) 民収分
 - (2) 民収分の納付又は民収分に係る延納担保提供の遅延による違約金
 - (3) 民収分の延納に係る延納利息
 - (4) 前3号のほか、この約款に基づく損害賠償金等で甲の指示する金額
- 2 前項第2号の違約金の算定は、第4条第2項及び第38条第3項の規定を準用する。
(搬出延期料の納付)
- 第53条** 乙は、官行造林地の物件に対する搬出延期料は丙に、分収造林及び分収育林の物件に対する搬出延期料は甲の指示するところにより甲に、納付しなければならない。ただし、物件が間伐木である場合には、甲の指示するところにより甲及び丙にそれぞれ納付しなければならない。

令和7年11月19日一部改定

特記事項（共通）

「国有林野事業林産物売買契約約款」及び「公売物件明細書の特約条項及び特記事項」のほか、下記事項を遵守すること。

1. 売払い物件に起因して、第三者等に損害を与えた場合、買受人はその損害の賠償を負うこと。
2. 沢縁を集材又は沢を横断する際は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えないよう防止措置をすること。
3. 林道上での伐木造材及びトラクタによる集材は行わないものとすること。
4. 雨または融雪時等の運材にあたっては、林道破損防止及び車両運行安全確保のため、森林管理署長及び森林管理署職員の指示に従うものとすること。
5. 土場、沢縁並びに林道沿線には、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に跡地を整理するものとすること。
6. 作設する搬出路及び土場で生じた切り取り土石等が、崩落及び流出しないよう措置をすること。
7. 搬出にあたっては、残存木を損傷しないように必要な対策をすること。
8. トラック運材にあたっては、積載量を厳守すること。
9. 林道等を損壊するおそれがある場合については、鉄板等を使用し通行すること。また、破損等があった場合は現状復帰を行うこと。
10. 官民地界に接している箇所については、境界標を損傷しないよう対策をすること。
11. 埋蔵文化財を発見した場合は、その原状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示に従うものとすること。
12. 調査区域は、外縁立木を赤スプレーで表示しており、調査区域外の立木は売払い対象外となるので、伐採・搬出に際し損傷しないようすること。
13. 買受人は、作業条件によっては、事前に道路管理者に公道の占有許可等が必要か確認し、占有許可等の手続きが必要な場合は買受人が自ら関係書類を作成し、許可を受けるものとすること。
14. 買受人は、売払い物件に起因して、第三者の土地（私道含む）を使用しなければならない場合が生じた時は、買受人が自ら第三者との交渉を行うものとし、売渡人は一切関知しないものとする。また、その際に第三者から費用を求められた場合であっても、売渡人にその責任又は費用を求めないものとする。
15. 買受物件が皆伐の場合は、全て伐採すること。なお、これによらない場合は森林官等の指示に基づき対処すること。
16. 買受人は、売払い物件に起因した伐採・搬出等の作業を冬期に行う場合は、自らが除雪を行うものとし、その費用を売渡人に求めないものとする。また、除雪をするにあたり、道路管理者又は土地の所有者に届出が必要な場合は、買受人が誠意を持って対応するものとする。
17. 作業着手前に、物件が所在する市町村（支所）担当者又は地域関係者（住民等）へ事業計画を説明するなど、必要に応じて調整を図ること。

特記事項（共通）

18. 林業における労働災害の防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名、事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。
19. 松くい虫被害及びナラ枯れ被害に関する対応については、「青森県ナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項」及び「青森県マツ類の伐採・移動・利用に関する留意事項」のほか、事業実施時における松くい虫又はナラ枯れの被害状況を踏まえた国・地方自治体の指示に従うものとする。
20. 豚コレラ発生に伴う野生イノシシに関する対応として、死亡した野生イノシシを発見した際には不用意な接触や移動をしないこと。また、発見の際には津軽森林管理署及び青森県自然保護課に連絡すること。（津軽森林管理署 TEL:0172-27-2800・青森県自然保護課 TEL : 017-734-9257）
イノシシ等の野生動物が出現するおそれがある場所においては、ごみの放置やごみ箱等における野生動物との接触をしないようにすること。
21. 林野火災防止対策について、買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。
 - ① 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
 - ② 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
 - ③ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
 - ④ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
 - ⑤ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならぬこと。
 - ⑥ 買受人は、上記①～⑤の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。
22. 本公告における全物件は、令和8年4月1日から開始する青森県の盛土規制において、特定盛土等規制区域の候補地であることから、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）を遵守すること。
入札公告時に盛土規制法の規制区域ではない箇所においても、着手時に規制区域に該当する場合があることから、確認の上、盛土規制法を遵守すること。

森林作業道・集材路及び土場作設特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）及び「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）（3の（1）及び（5）を除く。）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設を集材路とする。併せて、木材等を一時的に集積し、積込み作業等を行う場所を土場とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針及び主伐時における伐採・搬出指針によることを基本とする。

第1 伐採の方法及び区域の設定（主伐時）

- 1 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行う。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林官等と協議する。
- 2 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある個所等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否等について、森林官等と調整する。
- 3 林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させないこと。なお、やむを得ずこれらの箇所を架線や集材路で通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努める。

第2 森林作業道

- 1 路網計画
 - ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、森林作業道作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図（1/5000）にかん入り、森林官等に提出する。
 - ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。

特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。

- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の確認を受ける。

- ④ 森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2 森林作業道作設の基本的工法

- ① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。
なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。
- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。
- ④ 支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

3 森林作業道の施工規格

(1) 幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

- ① 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。
- ② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。
- ③ 縦断勾配は概ね18%（ 10° ）程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区間に限り25%（ 14° ）程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

(2) 切土

- ① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。
- ② なお、地質や土質等の条件に応じて、切土高が高くなる場合のり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分（ 59° ）、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分（ 73° 、岩石）とし、地質や土質等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

(3) 盛土

- ① 盛土については、強固な路体を作設するため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。

なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組

工等により補強すること。

- ② のり面勾配は、1割（45°）程度を基本とする。
 - ③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土は、のり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。
なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。
また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。
 - ④ 盛土量の調整は、山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。
- (4) 切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないよう努める。

4 施工管理

事業終了時には、洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

5 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に發揮するために必要な路網を整備する。

第3 集材路及び土場（主伐時）

1 伐採及び搬出に係るチェックリスト等の提出及び確認

- ① 集材路及び土場を作設する必要があるときは、主伐時における伐採・搬出指針に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、計画線形を明示した図面（1/5000）を、森林官等に提出する。なお、森林作業道と集材路及び土場を作設する場合は、森林作業道の路線計画図に集材路及び土場をかん入する。
- ② 計画線形を明示した図面の提出に併せて、伐採及び搬出に係るチェックリストを森林官等に提出する。
- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲、伐採及び搬出に係るチェックリストについて、森林官等の確認を受ける。
- ④ 集材路及び土場の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きよ等の構造物を必要

としない配置とし、以下に留意する。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路又は土場の配置を計画する。

② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行う。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じる。

※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

- ・地山傾斜35° 以上の箇所
- ・火山灰、軽石、スコリヤ、マサ土、粘性土の箇所

③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。

④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。

⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他地盤の安定した箇所に設置する。

⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壤から土砂が流出し、濁水や土砂が渓流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は渓流から距離をおいて配置する。また、土質が渓流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。

⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置する。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施する。

⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努める。このとき、集材路の作設に当たっては、森林官等と協議等を行う。

(2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じる。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施する。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整する。

(3) 路面の保護と排水の処理

路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滯水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置する。

このほか、以下の点に留意する。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、渓流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水する。排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水する。
- ③ 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧する。
- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所で集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去する。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水する。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滯水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水する。

- ⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行う。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に1.5mを超えるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討する。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工する。

- イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。
- ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。
- エ 小溪流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、2(3)に留意して横断溝等を設置する。
- オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。

第4 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮（主伐時）

- 1 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じる。
- 2 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濁化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する。
- 3 やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。

第5 事業実施後の整理（主伐時）

- 1 枝条及び残材の整理
 - ① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。
 - ② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意する。
 - ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっていいる場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。
 - イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じる。
 - ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避ける。
 - エ 枝条等が出水時に渓流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないよう、沢に近い場所、渓流沿い、集材路、

土場、林道等の道路脇に積み上げないこと。

2 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固める。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行う。

3 森林官等の現場確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材等の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を森林官等に報告し、確認を受ける。

第6 その他（主伐時）

集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行う。

地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

(単位 : m / ha)

区分	作業 システム	基幹路網			細部路網 森林作業道	路網密度
		林道	林業専用道	小計		
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	15~20	20~30	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 (15~30°)	車両系	15~20	10~20	25~40	50~160	75~200
	架線系				0~35	25~75
急傾斜地 (30~35°)	車両系	15~20	0~ 5	15~25	45~125	60~150
	架線系				0~25	15~50
急峻地 (35° ~)	架線系	5~15	—	5~15	—	5~15

※ 路網・作業システム検討委員会資料より

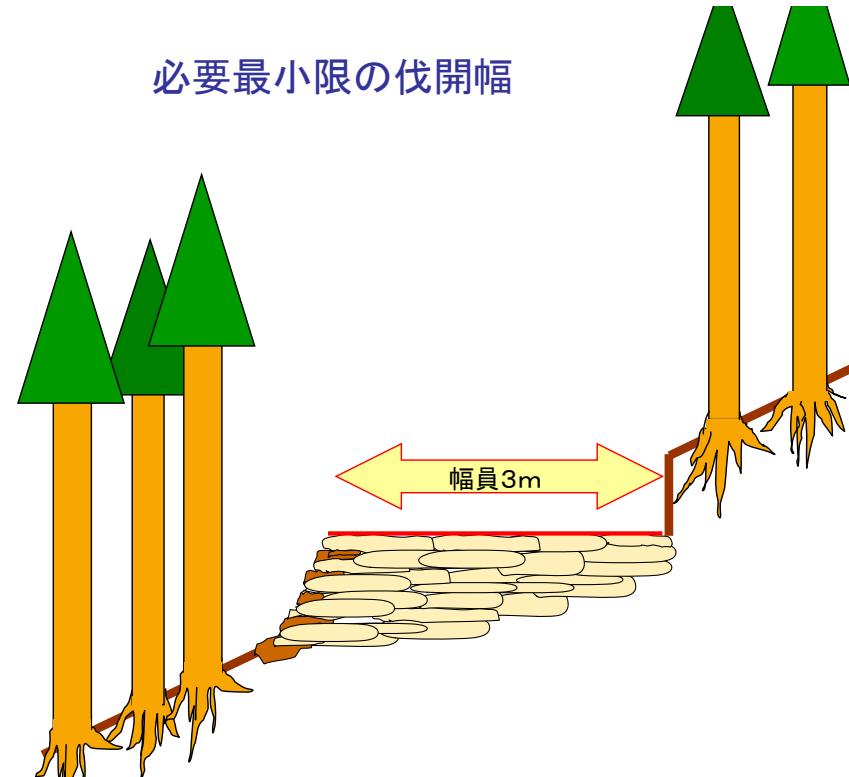
(参考)

保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする



必要最小限の伐開幅



- 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度の余裕幅を付加することができる。

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

伐採する者：

森林の所在場所：

チェック項目	確認
(1) 伐採の方法及び区域の確認 ①伐採する区域の事前確認を行う。 ②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。あらかじめ示された保護樹帯や保残木を保全する。	<input type="checkbox"/>
(2) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設 ①集材路又は土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、集材路又は土場の配置を必要最小限にする。 ②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。 ③土場の作設では法面を丸太組みで支えるなどの崩壊防止対策等を講じる。 ④集材路又は土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。 ⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦集材路及び土場は渓流から距離をおいて配置する。 ⑧伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路又は土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。 ⑨集材路は、沢を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の0次谷や破碎帶等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。 ⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、森林官等と協議等を行う。	<input type="checkbox"/>

チェック項目	確認
<p>(3) 周辺環境への配慮</p> <p>①集材路及び土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。</p> <p>②やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。</p> <p>③希少な野生生物の生育等を知った場合は、森林官等と協議のうえ、線形及び作業時期の変更等を実施する。</p> <p>④集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置とする。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(4) 路面の保護と排水の処理</p> <p>①路面の横断勾配を水平に、縦断勾配ができるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。</p> <p>②横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。</p> <p>③安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。</p> <p>④渓流横断箇所は可能な限り原状復旧する。</p> <p>⑤洗い越し施工では、横断箇所で路面より低い通水面を設ける。</p> <p>⑥曲線部では上部入口手前で排水する。</p> <p>⑦開きょ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。</p> <p>⑧水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(5) 切土・盛土</p> <p>①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。</p> <p>②切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。</p> <p>③切土高は1.5m程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。</p> <p>④切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準の目安）。</p> <p>⑤盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。</p> <p>⑥盛土のり面勾配は概ね1割、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くすることを目安とする。</p> <p>⑦地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。</p>	<input type="checkbox"/>

チェック項目	確認
<p>(6) 作業実行上の配慮</p> <p>①集材路及び土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。</p> <p>②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。</p> <p>③伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p>(7) 事業実施後の整理</p> <p>①枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。</p> <p>②表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。</p> <p>③天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。</p> <p>④枝条等が出水時に渓流に流れ出たりしないよう、渓流沿い等に積み上げない。渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。</p> <p>⑤集材路及び土場は、横断溝等の排水処置を行う。</p> <p>⑥伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。</p> <p>⑦伐採現場を引き上げる前に、集材路及び土場の枝条等の整理の状況について、森林官等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。</p>	<input type="checkbox"/>

青森県ナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

青森県農林水産部林政課

ナラ枯れ被害（正式名称：ブナ科樹木萎凋病）は、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という）という媒介昆虫の移動に伴い被害が拡大するため、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

また、ナラ枯れ被害は、カシナガの生態から高齢の大径木ほど被害を受けやすいとされています。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、県内市町村の被害状況に応じた「ナラ類の伐採・移動・利用」の際に守っていただきたい事項を定めたものでありますので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

○ナラ類 … ブナ科のうちブナ属を除く樹種（ミズナラ、コナラ、カシワ、クリ等）

留意事項一覧(詳細は次ページから記載)

区分	生立木の伐採	移動・利用	
		未被害木	被害木
被害発生 市町村 (A)	6月～9月は 伐採しない	【移動】ナラ類は原則として、 <u>B</u> へ移動しない ・ <u>10月から翌年の5月の期間</u> に確実に利用する場合、 <u>A B</u> へ 移動可	・ <u>10月から翌年の5月の期間</u> に確実に利用する場合は <u>A</u> で 移動可
		【利用】5月までに利用すること	
		【薪利用】カシナガが蛹化する前の3月末までに割材すること ・健全木であることを十分に 確認した上で <u>A B</u> への移動可	・原則として、 <u>A</u> で利用 ・ <u>B</u> に移動する場合は、割材し た翌年の10月以降
	6月～9月は 極力伐採しない	伐採木の移動や利用について制限なし	
		【利用】Aからカシナガを誘引する可能性があるので、伐採木等 は放置せず、5月までに利用すること	

A : 青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、弘前市、黒石市、大鰐町、五所川原市、つがる市、鰯ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町、横浜町、六ヶ所村、むつ市、大間町、東通村、佐井村

B : 平川市、西目屋村、藤崎町、田舎館村、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町、風間浦村

利用期間…シーズン（7月～翌年6月）内に確認された被害木は、カシナガが羽化脱出する翌シーズンの6月までに駆除する必要があるため、カシナガが越冬する前の年度内を推奨するが、同シーズンの5月までとする

利用方法…破碎(粉碎)・チップ化・ペレット化、焼却、炭化、製材

ナラ枯れ被害発生市町村位置図

被害発生市町村は下図のとおりで、民国の被害状況を含めたものになります。

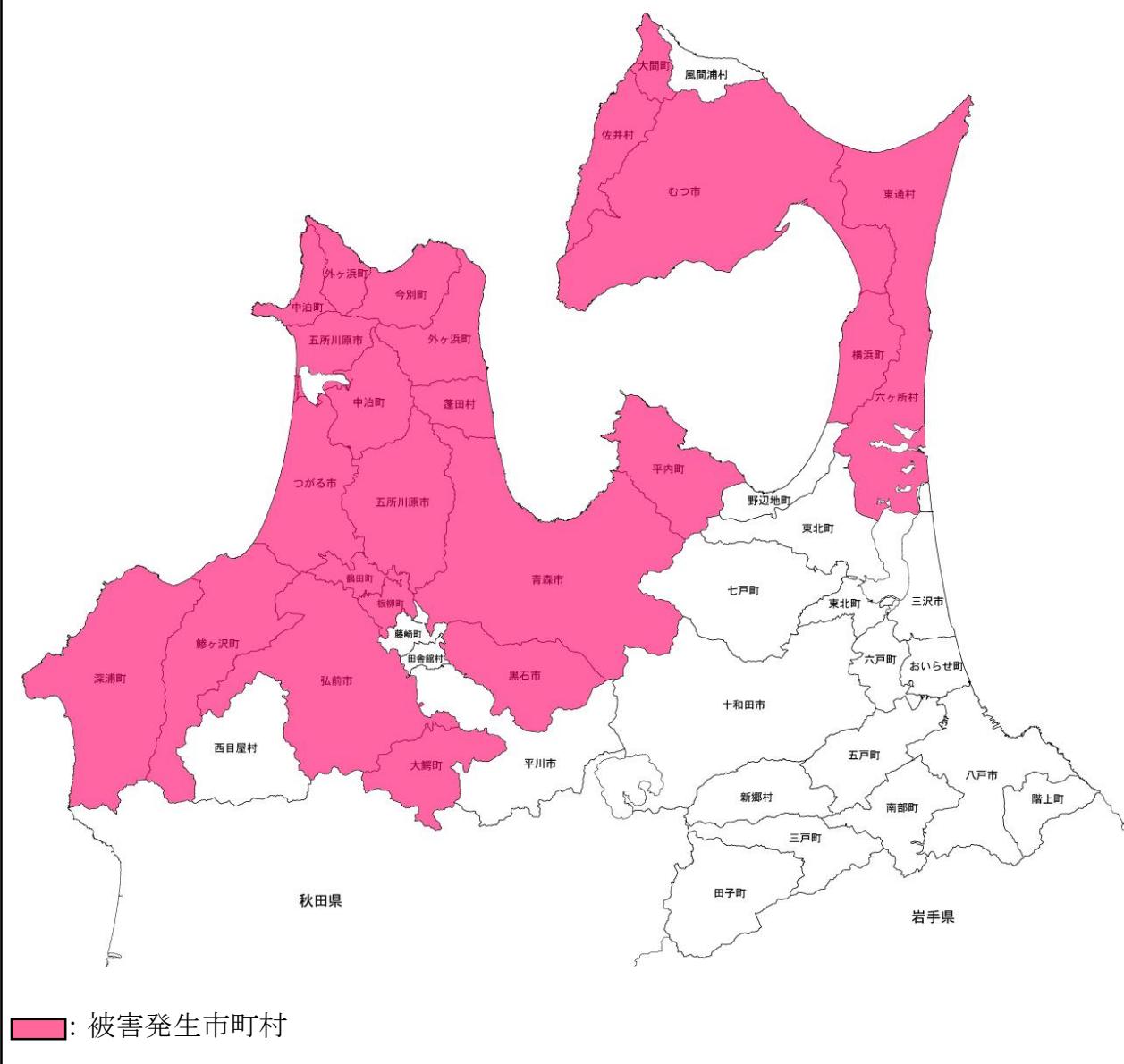
被害状況は変化しますので、ご覧いただいている留意事項と最新の被害状況が異なる場合があります。

最新の被害状況は県ホームページ及び、⑤に定める「枯れた木に関する情報提供及び問合せ先」にご連絡ください。



こちらのQRコードを読み取ると、県ホームページにアクセスできます

【令和7年3月末時点】



留意事項の詳細

① 生立木等の伐採

6月～9月の間は、カシナガが盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすると、伐採木等から発する匂いにカシナガが誘引され、被害を呼び込むことにつながります。

このため、被害発生市町村では、この期間に伐採を行わないでください。

また、未被害市町村においても極力行わないでください。

なお、伐採木を林内に残置することも、被害を呼び込むことにつながるため、林外に搬出してください。

- 「巻枯らし※」は、実施から枯れるまでの期間が不明であり、カシナガ活動期に枯れた場合は、被害を呼び込むことにつながるため、全県において年間を通して行わないでください。

※巻枯らし…樹皮と形成層の部分を環状に剥がし、立木の状態で木を枯らす方法

○ やむを得ず6月～9月の間に伐採する必要がある場合

- ・ 作業内容について伐採地を所管する農林水産事務所に相談し、実施の際は伐採木を林内に放置せず、枝条も含む全木を早急に林外に搬出し、破碎後の厚さが6mm（木材チッパーにより破碎する場合は15mm）以下になるよう破碎するか、焼却処理してください。
- ・ 伐根もカシナガを誘引するので、伐根の高さを確認し、地際から高さ10cm以下となるように再切断し、木口面に樹脂剤を塗るか、ビニールシート等で被覆してください。

【スケジュール】

	1シーズン			2シーズン									3シーズン											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
被害発生市町村				←伐採しない												←伐採しない								
未被害市町村				カシナガ活動期 ←極力伐採しない→												カシナガ活動期 ←極力伐採しない→								

② ナラ類の移動

被害木（枯死木、衰弱木、枯れていないがフラスが確認された木を含む）には、カシナガが潜んでいる可能性があり、移動先でカシナガが脱出し、新たな被害が発生することが懸念されます。

このため、被害発生市町村内のナラ類は、原則として、市町村外へ移動しないでください。

また、健全とみられる木であっても、同様の可能性があることから、極力、市町村外へ移動しないでください。

県外の被害地域のナラ類も、同様に未被害市町村へ持ち込まないでください。

⚠️ 被害木を故意に移動させることは、森林病害虫等防除法の違反行為になります。

・同法第13条及び第16条により、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

【被害発生市町村からの移動の特例】

被害を受ける前にナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止につながりますが、本留意事項が更新伐の妨げにならないよう、伐採後に適切に利用される場合は、下記区分を遵守頂いた上で、移動できるものとします。

(1) 被害木

10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合は、被害発生市町村間の移動は可能とする。

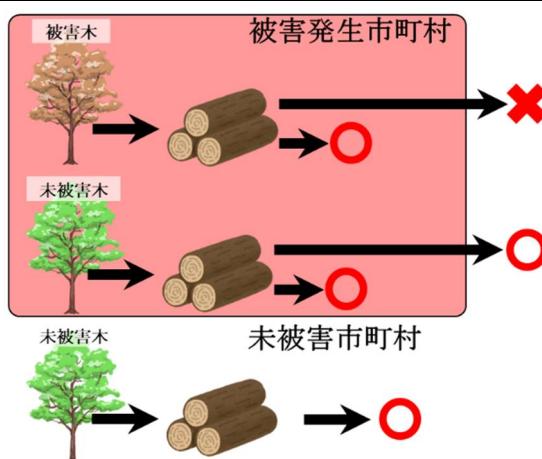
(2) 未被害木

10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合は、被害発生市町村及び未被害市町村への移動を可能とする。

未被害木の利用は③、④に定める「伐採木の利用」に準ずる。

【スケジュール】

		1シーズン					2シーズン					3シーズン														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
被害発生市町村	被害木																									
	未被害木																									
未被害市町村																										



③ 伐採木の利用

被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、原則として、5月末までに利用してください。

【利用する場合】

- ・破碎…破碎後の厚さが6mm（木材チッパーにより破碎する場合は15mm）以下になるよう破碎すること（チップ化・ペレット化もこれに準ずる）
 - ・炭化…木炭などに炭化又は、薪として焼却すること
 - ・製材…木材に加工すること
- ※原木きのこ用のほだ木…ほだ木については利用期限を設けず、複数年での利用を可能とするが、カシナガ活動期に移動しないこと
また、万が一フルスが確認された場合は、被害木として扱い、5月末までに破碎、炭化又は駆除すること

【スケジュール】

		1シーズン			2シーズン										3シーズン											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
被害発生市町村	被害木																									
	未被害木																									
未被害市町村																										

【参考：駆除する場合】

- ・くん蒸処理…くん蒸剤により、くん蒸殺虫すること
- ・焼却…被害木を焼却すること

④ 伐採木の薪利用

令和3年～4年度にかけて、被害木を適期に割材することによる駆除効果について検証した結果、一定の駆除効果が見込まれることが実証されました。

【検証結果】

- ・割材することで材が乾燥し、カシナガの幼虫が材内から脱出し死亡する
 - ・割材することで含水率が55%程度に低下すると餌となる共生菌が成育できないため、材内のカシナガも死亡する
- カシナガが越冬する前の年度内を推奨するが、カシナガが蛹化する前の3月末までに割材する。
- 少ないながらもカシナガが薪から脱出しているため、被害木から製作した薪を未被害地に持ち込むことは、被害拡大の原因となる。

この結果を踏まえ、被害発生市町村内のナラ類の利用促進対策として、次ページの区分を遵守頂いた上で、利用できるものとします。

(1) 被害木を加工した薪

3月までに確実に割材する場合は、被害発生市町村間の移動は可能とする。

未被害市町村に移動する場合は、薪内に潜んでいる可能性があるカシナガが羽化脱出した後の、割材した翌シーズンの10月以降から可能とする。

(2) 未被害木を加工した薪

健全木である（穿入孔がなく、フラスが出でていない）ことを十分に確認し、

3月までに確実に割材する場合は、被害発生市町村及び未被害市町村への移動を可能とする。

*薪加工…1辺の長さ7～8cm程度に割材したもの指す。

【スケジュール】

		1シーズン			2シーズン						3シーズン																	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
被害発生市町村	被害木																											
	未被害木																											
未被害市町村																												

⑤ 枯れた木に関する情報提供及び問合せ先

枯れた木は、カシナガが潜んでいる可能性があります。

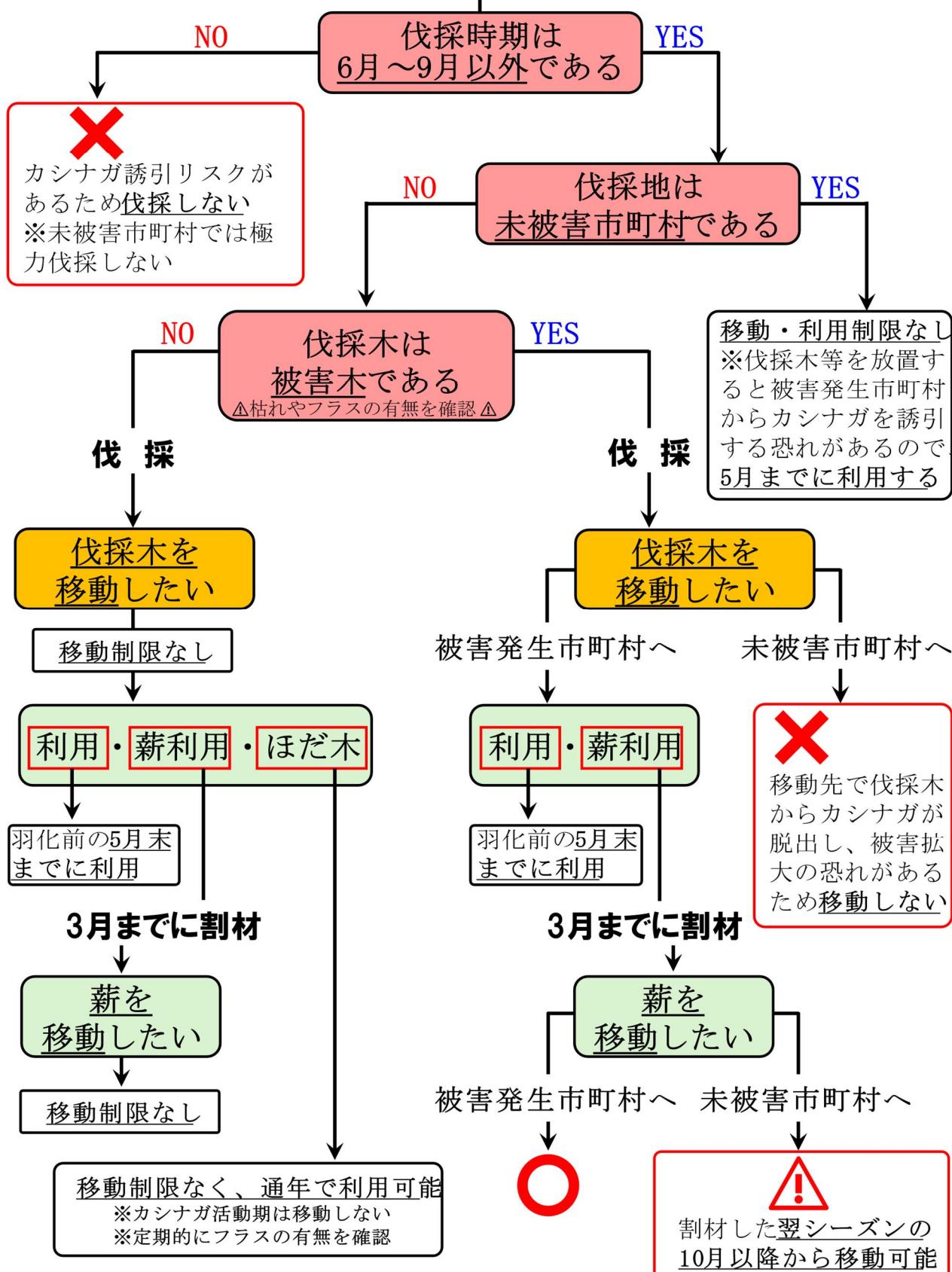
発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

また、本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守することが困難な場合等は、下記問合せ先のうち、伐採地を所管する農林水産事務所までご相談ください。

本留意事項に関する問合せ

問合せ窓口	電話番号	住所
青森県農林水産部林政課森林保全グループ	017-734-9522	青森市長島一丁目 1-1
東青農林水産事務所林業振興課	017-734-9962	青森市長島二丁目 10-3
中南農林水産事務所林業振興課	0172-33-3857	弘前市藏主町 4
三八農林水産事務所林業振興課	0178-23-3595	八戸市尻内町字鴨田 7
西北農林水産事務所 鰺ヶ沢水産事務所林業振興課	0173-72-6613	鰺ヶ沢町大字舞戸町 字鳴戸 384-37
上北農林水産事務所林業振興課	0176-24-3379	十和田市西十二番町 20-12
下北農林水産事務所林業振興課	0175-23-6855	むつ市中央一丁目 1-8

留意事項を踏まえたナラ類の取扱いフロー



青森県マツ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

～松くい虫被害の拡大を防ぐために～

青森県農林水産部林政課

松くい虫被害（正式名称：マツ材線虫病）は、マツノマダラカミキリ（以下「カミキリ」という）媒介昆虫の移動に伴いマツノザイセンチュウ（以下「センチュウ」という）が健全なマツに感染することで被害が拡大するため、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、マツ類の木を伐採・移動・利用する際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

○マツ類 … マツ科マツ属の樹種（アカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ等）

留意事項一覧（詳細は次ページから記載）

地域区分 留意事項	(A) 被害発生市町村	(B) 被害発生 隣接市町村	(C) A・B以外の 市町村
① 生立木等の伐採 (6月～9月)	× 行わないこと	× 行わないこと	× 極力行わないこと
② マツ類の市町村外 への移動	× 行わないこと	— 対象外	— 対象外
③ 県外を含む被害地 域からの材の移動	× 行わないこと	× 行わないこと	× 行わないこと
④ 被害木の駆除 (10月～翌年5月)	○ 確実に駆除	— 対象外	— 対象外
⑤ 枯死木の情報提供	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡

A : 南部町、深浦町

B : 八戸市、三戸町、五戸町、新郷村、田子町、鰺ヶ沢町

C : AとBを除く県内32市町村

松くい虫被害発生市町村位置図

被害発生市町村は下図のとおりで、民国の被害状況を含めたものになります。

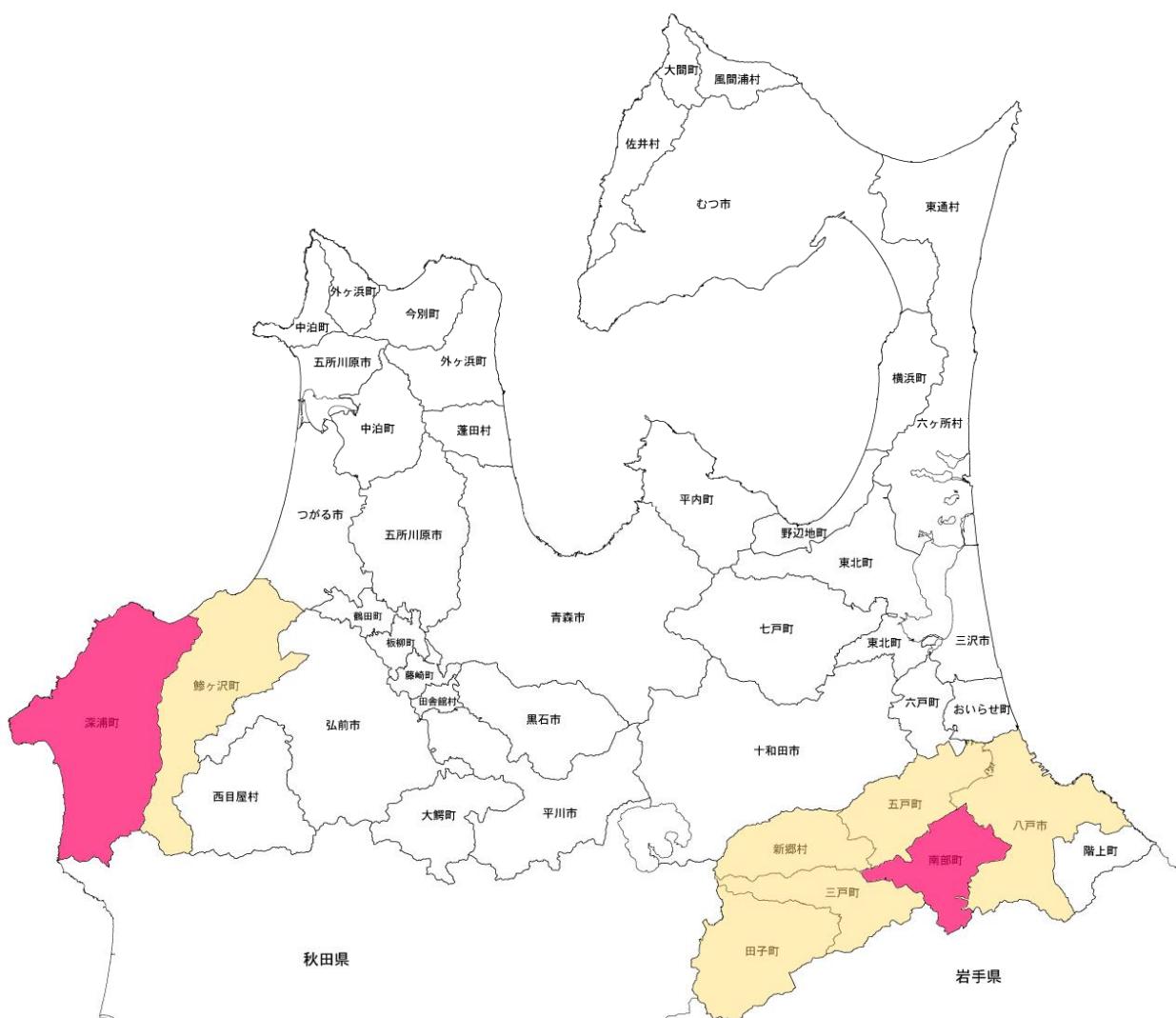
被害状況は変化しますので、ご覧いただいている留意事項と最新の被害状況が異なる場合があります。

最新の被害状況は県ホームページ及び、⑤に定める「枯れた木に関する情報提供及び問合せ先」にご連絡ください。



こちらの QR コードを読み取ると、県ホームページにアクセスできます

【令和7年3月末時点】



: 被害発生市町村

: 被害発生隣接市町村

留意事項の詳細

① 生立木等の伐採

6月～9月の間は、媒介昆虫が盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすると、伐採木等から発する匂いにカミキリが誘引され、被害を呼び込むことにつながります。

このため、被害発生市町村と被害発生隣接市町村では、この期間における伐採は行わないでください。

また、その他の市町村においても極力行わないでください。

なお、伐採木を林内に残置することも、被害を呼び込むことにつながるため、林外に搬出してください。

○ 「巻枯らし※」は、実施から枯れるまでの期間が不明であり、カミキリ活動期に枯れた場合は、被害を呼び込むことにつながるため、全県において年間を通して行わないでください。

※巻枯らし…樹皮と形成層の部分を環状に剥がし、立木の状態で木を枯らす方法

○ やむを得ず6月～9月の間に伐採する必要がある場合

- ・ 作業内容について伐採地を所管する地域県民局に相談し、実施の際は伐採木を林内に放置せず、枝条も含む全木を早急に林外に搬出し、破碎後の厚さが6mm(木材チッパーにより破碎する場合は15mm)以下になるよう破碎するか、焼却処理してください。
- ・ 伐根から生じる匂いもカミキリを誘引するので、伐根の高さを確認し、地際から高さ約10cm以下となるように再切断し、木口面に樹脂剤を塗るか、ビニールシート等で被覆してください。

② マツ類の市町村外への移動

被害木（枯死木、衰弱木した木を含む）には、カミキリやセンチュウが潜んでいる可能性があり、移動先でカミキリが脱出し、新たな被害が発生することが懸念されます。

このため、被害木は、原則として、市町村外へ移動しないでください。

また、健全とみられる木であっても、同様の可能性があることから、極力、市町村外へ移動しないでください。

県外の被害地域のマツ類も、同様に未被害市町村へ持ち込まないでください。

⚠ 被害木を故意に移動させることは、森林病害虫等防除法の違反行為になります。

・ 同法第13条及び第16条により、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

③ 被害木の駆除処理

被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、原則として5月末までに駆除処理を行ってください。

6月～9月の間でも、被害状況に応じて緊急的に駆除する場合があります。

④ 枯れた木に関する情報提供及び問合せ先

枯れた木は、カミキリやセンチュウが潜んでいる可能性があります。発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

また、本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守することが困難な場合等は、下記問合せ先のうち、伐採地を所管する農林水産事務所までご相談ください。

本留意事項に関する問合せ

問合せ窓口	電話番号	住所
青森県農林水産部林政課森林保全グループ	017-734-9522	青森市長島一丁目 1-1
東青農林水産事務所林業振興課	017-734-9962	青森市長島二丁目 10-3
中南農林水産事務所林業振興課	0172-33-3857	弘前市蔵主町 4
三八農林水産事務所林業振興課	0178-23-3595	八戸市尻内町字鴨田 7
西北農林水産事務所林業振興課	0173-72-6613	鰺ヶ沢町大字舞戸町 字鳴戸 384-37
上北農林水産事務所林業振興課	0176-24-3379	十和田市西十二番町 20-12
下北農林水産事務所林業振興課	0175-23-6855	むつ市中央一丁目 1-8

特約事項（林産物販売）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

のことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業林産物売買契約約款第14条により対応する。

公 売 物 件 一 覧 表 (立 木)

津軽森林管理署

入札番号	初出し 物件	担当区	物件所在地	契約関係	伐採方法	面 積 (ha)	林 齡	樹 種	本 数(本)	幹材積 (m3)					延納	搬出期間
										スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	その他N	L	合計		
(1)		大鰐	平川市大坊財産区 18い林小班	官行造林	皆伐	4.46	67	スギ外	3,122	2680.84	545.97	61.85	14.39	3,303.05	法令等の定める範囲 内（ただし、民収分 は認めません）	36ヶ月
			合計			4.46			3,122					3,303.05		

※ 今年度2回目の公売を行う物件に関しては入札情報番号を（ ）書きで記載しております。

※ 過去に出品したことのない物件については★印を付しています。

別紙

1 延納をみとめる対象と期限

延 納 を 認 め る 対 象	延 納 期 限
ア. 立木を売り払う場合で、1件の売払代金が150万円以上となるとき	6箇月以内。ただし、国有林野の立木については、1件の売払数量が1千立方メートル以上の場合において、都府県の地域で売り払うときは10箇月以内、北海道の地域(以下「北海道」という。)で売り払うときは12箇月以内。
イ. 素材を売り払う場合で、1件の売払代金が60万円以上となるとき	6箇月以内。ただし、北海道で売り払うときは8箇月以内。
ウ. 災害救助のため、立木又は素材を売り払うとき	6箇月以内。ただし、地方公共団体の場合は1年以内。

現地案内

◎ 参加を希望される方は、相談に応じて対応しますので、物件の案内者までお問い合わせください。

なお、当日は各自、災害防止のため保安帽を着用して下さい。

物件番号	林小班	案内日	集合時間	集合場所	連絡先	案内者	備考
(1)	18い			<p>現地案内を希望される方は、12月22日(月)までに 物件の案内者までお問い合わせのうえ、現地案内 の日程等のご相談をお願いいたします。</p> <p>なお、積雪等の状況により現地案内が出来ない 場合もございます。あらかじめご了承下さい。</p>	大鰐森林事務所 TEL0172-48-2279	森林官 (大鰐)	官行造林